

名古屋三河道路 (西知多道路～名豊道路区間)

都市計画の案を作成するための 基本方針(案)



愛知県・刈谷市・安城市・知多市・阿久比町・東浦町

説明内容

1. 名古屋三河道路について
2. 名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路）の整備効果
3. 都市計画の案を作成するための基本方針（案）
4. 手続について

1. 名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)について

- 名古屋三河道路は、知多地域及び西三河地域を東西に貫く高規格道路であり、名古屋港や中部国際空港へのアクセス性を高めるほか、伊勢湾岸自動車道とのダブルネットワーク機能により、国土強靱化にも資する重要な道路です。
- 知多地域と西三河地域を直接東西に結ぶことで、地域間の物流網の発展、交流域の拡大、ひいては、産業集積や生産性の向上を図るとともに、交通円滑化、交通事故の減少、災害リスクの改善等に寄与することを目的としており、このうち、西知多道路から名豊道路までの区間（延長約20km）を当面の優先整備区間に設定しております。



2. 名古屋三河道路の整備効果



産業

定時性・速達性の向上による物流網の信頼性確保と交流域の拡大

名古屋港、中部国際空港、産業集積地などへの定時性・速達性が向上します。
東西方向へのアクセス性が向上する生産拠点多く立地しているため、物流の効率化が図られます。



渋滞

交通円滑化

境川・衣浦港周辺を始め、並行する高規格道路や一般道路の混雑が緩和されます。



安全

交通事故の減少

事故件数の多い境川・衣浦港周辺の一般道路の交通量が減少し、交通事故発生リスクが低減します。



防災

災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築

嵩上げ式の道路として繋がることにより浸水リスクが回避されるなど、災害時の通行の信頼性が向上します。
既存の高規格道路と多くの防災拠点等とのアクセス性が高まり、地域の防災性が向上します。

2. 名古屋三河道路の整備効果



渋滞するルートは時間が読めないため、運行計画に組み込むことが難しく、渋滞を避けて、回り道をすることがある。



境川周辺は住宅地が多いうえに、川や鉄道で行き来がしにくいから、道路は渋滞してるし、よく人身事故が起きてるのよね。



発災時に平成大橋や衣浦大橋が通行止めになった場合、命を運ぶ機能や防災拠点への連絡が確保されるか心配。



アクセスする選択肢が増えるので、定時性が向上するほか、アクセス時間が短縮されます。



本道路への交通転換により、境川・衣浦港周辺を始め、周辺道路の混雑が緩和されるとともに、安全性が向上します。

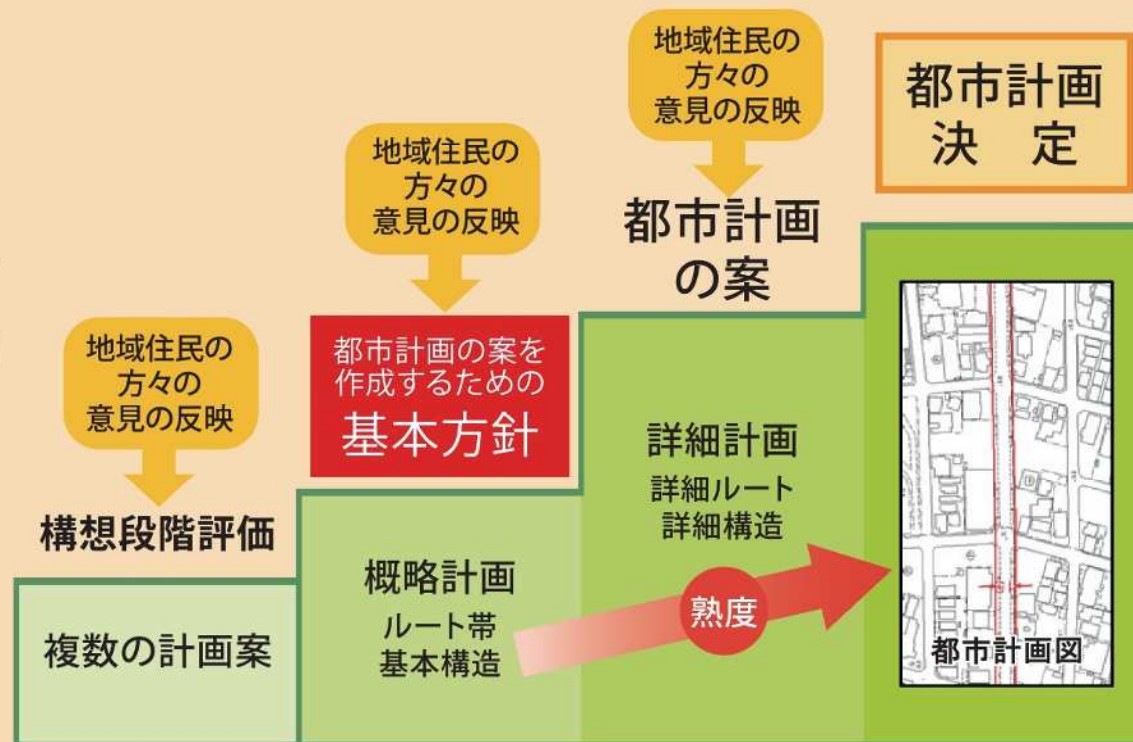


本道路は、高架等での整備により、現道より高い所を通すため、津波等の道路浸水に強い道路です。また、ICの整備により、防災拠点等へのアクセス路が確保されます。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

「都市計画の案を作成するための基本方針」とは

- 大規模な都市計画を定める場合には、各段階において、地域住民の方々のご意見をお聞きしながら、段階的に計画づくりを進めます。
- このうち、『基本方針』は、右図の「都市計画図」のような詳しい『都市計画の案』を作成する前の、大まかな計画です。
- 構想段階評価の段階において、地域住民の方々のご意見をお聞きしており、この基本方針の段階においても、ご意見をお聞きし、きめ細やかな都市計画づくりに努めます。



3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間) を都市計画に定めようとする目的

本道路は、伊勢湾岸自動車道とのダブルネットワークを構築し、西知多道路、知多半島道路、名豊道路、東名高速道路等と一体となって、社会経済活動を支える重要な道路です。

知多都市計画区域マスタープラン及び西三河都市計画区域マスタープランにおける、「衣浦港や境川周辺の渋滞を緩和するとともに、知多地域と西三河地域の連携を強化し、両地域の産業集積と生産性の向上を図るための広域的な東西軸」「災害に強い道路網の形成」を担う道路としての役割を果たします。また、通過交通が本道路へ転換することで、一般道路の交通安全対策を担う道路としての役割も果たします。

今回、名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)を、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に定めようとするものです。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

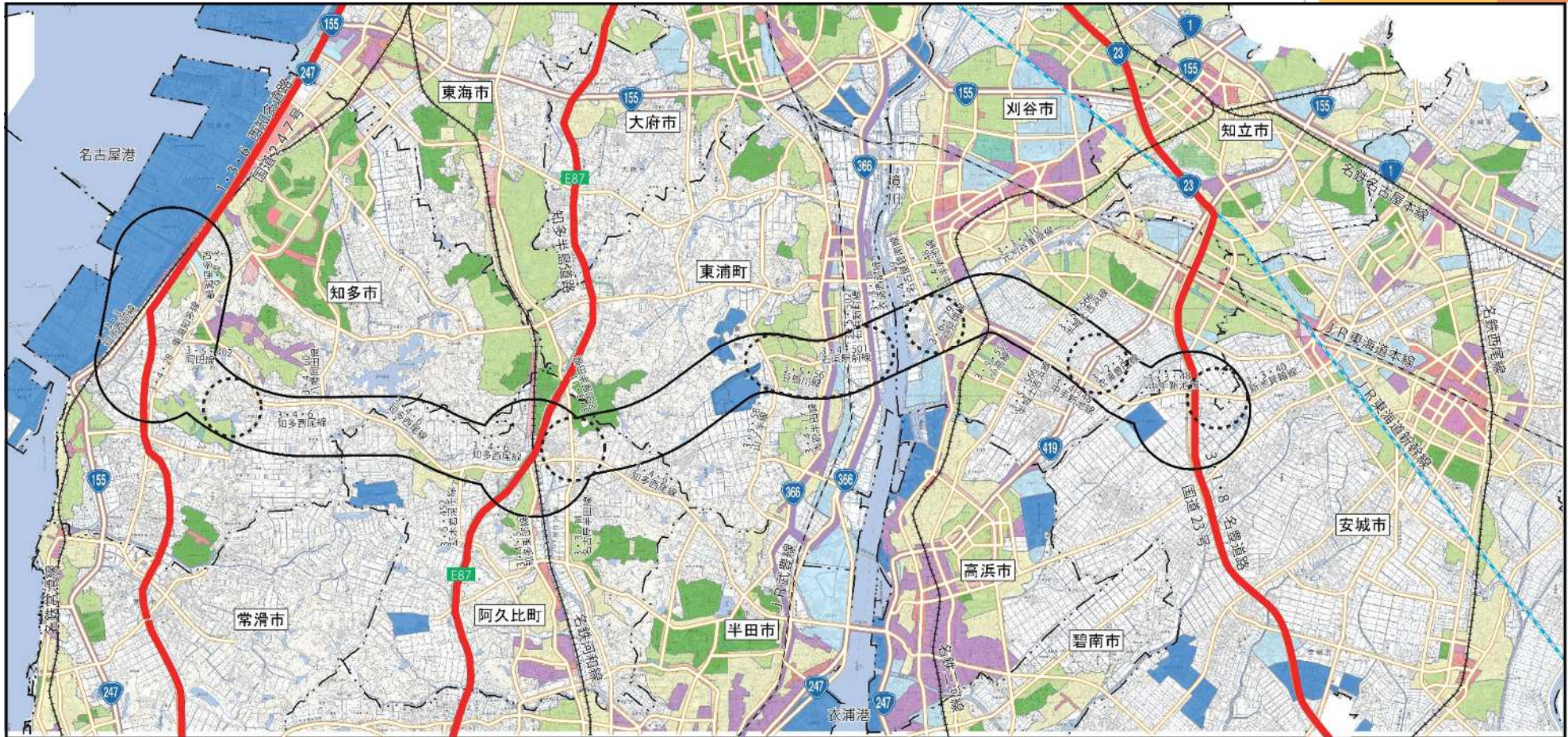
都市計画対象道路の概要

名 称	(仮称) 名古屋三河道路 (西知多道路～名豊道路区間)※
都市計画決定権者の名称	愛知県
位 置 (起 終 点)	起点：愛知県知多市 終点：愛知県刈谷市または安城市
延 長	約20km
道 路 種 別	自動車専用道路 第1種第2級
設 計 速 度	100km/時
車 線 数	4車線
主 な 構 造 形 式	「標準的な横断図」参照
主 な ル ー ト	「概略ルート図」参照

※都市計画道路名としては仮称となります。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

都市計画の概略の案【概略ルート】



凡 例

- 名古屋三河道路のルート帯
- 市町村界
- 都市計画道路
- 国道
- インターチェンジ(IC)検討位置
- ジャンクション(JCT)の設置を想定する交差道路

土地利用区分

第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	商業地域
第二種低層住居専用地域	第二種住居地域	準工業地域
第一種中高層住居専用地域	準住居地域	工業地域
第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域	工業専用地域

0 1.25 2.5 km

※ 名古屋三河道路の具体的な区域・構造、インターチェンジ(IC)の位置、形状などについては、今後、環境影響評価と合わせて詳細に検討を進めていきます。

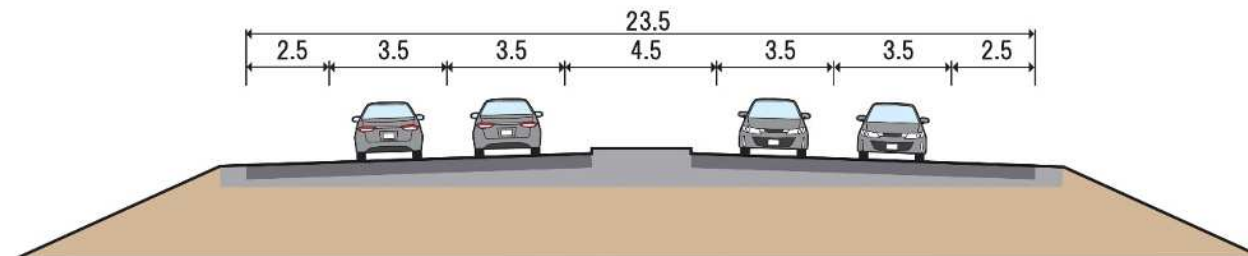
3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

都市計画の概略の案【主な構造】

標準的な横断図

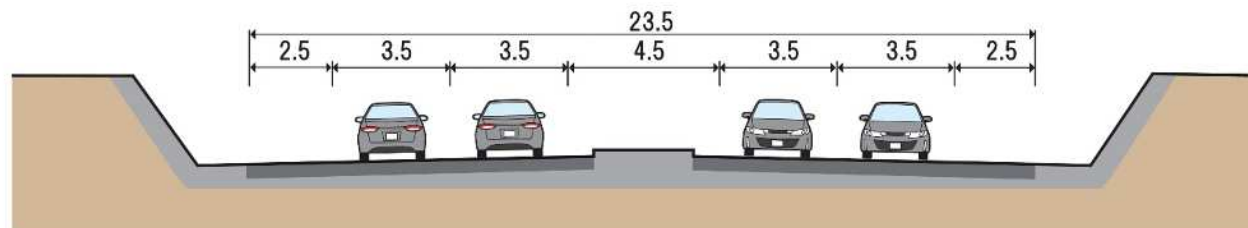
[盛土構造の例]

単位：m



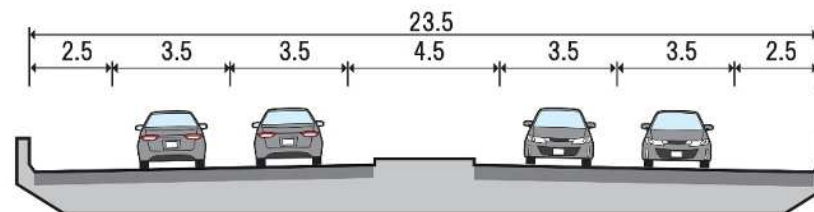
[切土構造の例]

単位：m



[橋梁・高架構造の例]

単位：m



※現段階の想定であり、今後の見直しによって修正される可能性があります。

3. 都市計画の案を作成するための基本方針(案)

都市計画上の留意事項・配慮事項など

名古屋三河道路の都市計画づくりでは、以下の点に配慮して、地域にとってより良い計画となるよう努めます。

- 環境影響評価法に基づき、都市計画手続にあわせて環境影響評価を行います。都市計画の案の作成にあたっては、生活環境(大気質、騒音、振動、日照など)への影響、自然環境(動植物や生態系など)への影響、景観への影響などにできる限り配慮します。
- 都市計画の概略の案については、都市計画区域マスタープランや他の都市計画との整合を図ったものとしており、引き続き、詳細なルート、構造の決定にあたっては、周辺の土地利用や道路など他の都市計画との整合を図ります。
- 名古屋三河道路の都市計画決定に関連して変更を要する都市計画道路についても、あわせて都市計画の変更手続を行います。
- 都市計画の案を作成するための基本方針(案)について地域住民の方々のご意見をお聞きするとともに、ご意見を都市計画に反映させるために説明会や公聴会を実施し、地域住民の方々に対して丁寧な説明を行います。

4. 手続について



4. 手続について

都市計画の案の作成をするための基本方針（案）の縦覧について

- 縦覧期間・場所：令和 8 年 1 月 6 日(火) ～ 2 月 6 日(金) [土曜・日曜及び祝日を除く]

縦覧場所		時間(土日祝除く)
愛知県庁本庁舎 5 階(都市・交通局 都市基盤部 都市計画課)	名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2	8:45～17:30
刈谷市役所 6 階(都市政策部 都市交通課)	刈谷市東陽町 1 - 1	8:30～17:15
安城市役所北庁舎 4 階(都市整備部 都市計画課)	安城市桜町18-23	8:30～17:15
知多市役所 2 階(都市整備部 都市計画課)	知多市緑町 1	9:00～16:00
阿久比町役場 2 階(建設経済部 まちづくり推進課)	阿久比町大字卯坂字殿越50	8:30～17:15
東浦町役場本庁舎 2 階(まちづくり部 都市デザイン課)	東浦町大字緒川字政所20	8:45～16:00

- インターネットによる公表

県都市計画課ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>
[ホームページ上では縦覧期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日縦覧可能です]



4. 手続について

「意見書」の提出について

基本方針（案）について、意見書を提出することができます。

- **提出期限**：令和8年2月20日(金)必着（〒460-8501 住所不要）
- **提出先**：愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課
- **記載が必要な事項**：
 - ・愛知県知事宛てであること
 - ・日付、意見書を提出する都市計画（案）の名称（右記載例参照）
 - ・住所、氏名、及び意見

※意見書は意見の理由を含めて日本語で記載してください。

- **その他**

様式、その他詳細は県都市計画課のホームページでご確認ください。

意見書は、県都市計画課のホームページからも提出できます。



<意見書の記載例>

令和●年●月●日	
名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）の 都市計画の基本方針（案）に関する意見書	
愛知県	
代表者 愛知県知事 殿	住所 ○○市○○
	ふりがな ○○ ○○
	氏名 ○○ ○○
表題の件について意見書を提出します。	
・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	



愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2
TEL:052-961-2111(代表) 052-954-6515(ダイヤルイン)
ホームページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>

令和8年1月